

独立行政法人制度の現状と課題

～ 「独立行政法人整理合理化計画」の実施状況を点検する～

行政監視委員会調査室 にしざわ としお
西澤 利夫

1. はじめに

独立行政法人(以下「独法」という。)が発足したのは、今から8年前の平成13年4月のことである。橋本内閣のときに設置された行政改革会議の最終報告(平成9年12月3日)の導入提言を受けて創設に至ったもので、企画・立案事務と実施事務を分離し、実施事務のうち一定のものについて、効率性や行政サービスの質の向上、透明性の確保を図るために設けられた。発足に際し制定された独立行政法人通則法においては、独法は「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるもの」を行うものと規定され、その業務運営は、国の事前関与を極力なくし、自主的・自律的に行われるようにするとともに、業務実績について事後に厳格な評価を行い、評価結果を運営の改善に反映させるという仕組みが構築された。それにより、特殊法人等について従来から指摘されていた様々な問題点(時代の変遷に伴う役割の低下に加え、主務官庁による強い事前関与・統制による自律性・自主性の欠如、事業運営の非効率性、経営内容の不透明性、組織・業務の自己増殖、経営責任体制の不透明性など)も克服される仕組みになっているものと考えられた。

発足時は主として国の機関から分離されたいわゆる「先行独法」57法人でスタートしたのであるが、その後、行革を強力に推進した小泉政権下において、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)の策定に伴い、平成15年10月以降、大部分の特殊法人が独法に移行していった(いわゆる「移行独法」)。独法への移行は、最終報告のいう特殊法人等の問題点を克服するものとして、大いに期待されていたといえる。

しかしながら、その後、子会社など関連法人との不透明な随意契約や契約先の関連法人への天下り、必要性の低い事務・事業の温存など従来と変わらない問題点が次々と明らかになり、独法制度自体に対する信頼にも疑問が生じるようになっていった。それを象徴するような事件が、平成19年に発覚した農水省所管の緑資源機構を舞台とした官製談合事件であった。この事件を契機として、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、「現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっていないか等について、原点に立ち返って見直すこととし、平成19年内を目途に独立行政法人整理合理化計画を策定する」とされた。これを受け、所管省庁の強い抵抗にあいながらも、ようやく独立行政法人整理合理化計画(以下「計画」という。)が、平成19年12月24日に閣議決定された。それから既に1年半近くが経過したが、計画の実施状況がどうなっているのかは意外と知られていない。そこで、本稿においては、計画の実施状況を、国会における関連法案の審議状況なども含めて点検してみることとした。

2. 計画の概要

計画については、政府は、「国民生活にとって必要なサービスを維持しつつ、無駄を徹底的に排除するという方針が貫かれた」（町村官房長官）と評価し、独法改革の検討を行ってきた行政減量・効率化有識者会議（行政改革推進本部に設置。以下「有識者会議」という。）の茂木座長は、「本計画の着実な実施により、国民に信頼される独法制度が確立され、独法新時代がスタートすることを強く期待する」との談話を発表した。一方で、歳出削減幅が余りに小さいとか、目玉法人の大半について結論を先送りする内容で、代わりに小規模法人の統合で削減数を稼ぐ「数合わせ」が目立ったといった批判的な見方も多く示された。確かに十分な内容とはいえないが、実際に計画に盛り込まれた中身を見てみると、「国民生活に必要なサービスの確保及び無駄の徹底排除」の視点から、個別法人が取り組むべき事項として多数の項目を列挙するとともに、評価の一元化などすべての法人が横断的に取り組むべき重要事項を取り上げており、改革のスタート台としては評価できるものと思う。

本計画の概要を参考までに再掲すれば（本誌 282 号参照）、次のとおりである。ちなみに、計画が実行されれば、個別法人の見直しにより、101 法人が 85 法人に削減され、財政支出の削減額は 1,569 億円（平成 20 年度）になる、横断的事項の見直しにより、人・モノ・カネの流れの透明化・適正化が図られることになるとされている。

個別法人の見直し

法人の廃止・民営化等が 6 法人。具体的には、日本万国博覧会記念機構、メディア教育開発センター、緑資源機構の 3 法人が廃止。通関情報処理センターと日本貿易センターが特殊会社化、海上災害防止センターが指定法人化。

法人の統合（他機関への移管を含む）により 16 法人を 6 法人に。例えば、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所の 4 法人を新たな研究所とし、既存の発想・分野を越えた研究開発を展開するなど。

非公務員化は、統計センター（平成 21 年度に実施。約 900 人）と国立病院機構（平成 20 年度に検討。約 4 万 8,000 人）の 2 法人。

主要な事務・事業の見直しは、「国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独法が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化を推進する」との観点から行われ、独法全体の事務・事業数 342 のうち 222 について見直しが打ち出された。例えば、造幣局や国立印刷局は白書の印刷などの事業から撤退し、通貨製造に重点化。日本スポーツ振興センターは繰越欠損金の解消、toto 事業の在り方の見直し。農畜産業振興機構は保有資産の規模拡大の抑制、蚕糸関係業務の廃止などである。

横断的事項の見直し

〔業務運営の効率化施策〕

随意契約の徹底見直しでは、随意契約によることができる限度額等の基準を国と同様になるよう措置、随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約 1 兆円を約 7 割減。

保有資産売却、国庫返納等では、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実

物資産の売却、国庫返納等を推進し、適切な形で財政貢献を行う。所要の条件整備も。官民競争入札等の積極導入では、新たに20法人、29事業を対象とすることとし、独法の提供する財・サービスの維持・向上と経費削減を図る。

給与水準の適正化では、人件費総額を行革推進法の規定に沿って着実に削減、給与水準の高い法人は、社会的に理解が得られる水準に、能力・実績を給与に反映。

〔業務運営の自律化施策〕

ガバナンスの強化では、理事長、監事、評価委員会委員の任命に内閣が一元的関与。内部統制の在り方を検討。役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底。現行の府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みとする等の方向で検討。

関連法人等との関係の透明化・適正化では、関連法人への再就職の状況、関連法人との契約の状況を一体として開示。国から独法への再就職、独法から関連法人への再就職について、その在り方を検証。

3. 計画の実施状況

計画において措置することとされた事項については、関係府省の協力を得て、有識者会議によるフォローアップを行うこととされている。このため、有識者会議では、昨年3月以降十数回の会議を開催し、9府省28法人からヒアリングを行ったほか、事務局を通じて、府省横断的に調査を実施するとともに、計画事項に係る主務大臣や各法人の取組状況について報告を聴取するなど、フォローアップが行われてきた。以下は、こうした経過を踏まえ、有識者会議が作成した「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ(平成20年)」(平成20年12月3日)やその他の政府資料などを参考にして、計画の実施状況の概要を取りまとめたものである。

(1) 個別法人の見直し

法人の廃止・民営化等の対象となった6法人のうち、措置済みは緑資源機構(農水省所管)、通関情報処理センター(財務省所管)及びメディア教育開発センター(文科省所管)の3法人である。緑資源機構は、昨年の常会(第169回国会)に、緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに承継させる等の措置を講じる「緑資源機構法廃止法案」が提出され、同年3月31日の参議院本会議で可決、成立したことにより、同年3月末をもって廃止された。

通関情報処理センターは、税関の輸出入手続を電子処理する通関情報処理システム(NACCS)を運営している通関情報処理センターを平成20年10月に解散し、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(特殊会社)を設立する「電子情報処理組織による税関手続の特例法改正案」が提出され、同年5月23日の参議院本会議で可決、成立したことにより、同年10月に民営化された。新たに港湾手続、入国管理手続、食品衛生手続、動植物検疫手続、貿易管理手続等の関連する手続に関する業務を追加し、一体的に処理できるよう措置するとともに、国による一定の関与を確保するため、政府の株式保有、主務大臣による監督・検査等に関する規定整備が行われた。

メディア教育開発センターは、今国会に「独法改革を推進するための文科省関係法律の整備法案」が提出され、3月31日の参議院本会議で可決、成立したことにより、本年3月末で廃止された(ICT活用教育の推進については、我が国の大学教育の国際競争力の向上のために必要であるとの観点から、放送大学学園において実施)。

このほか、計画では「法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う」とされていた雇用・能力開発機構(厚生労働省所管)について、平成20年12月24日の閣議で廃止が決定された。その際、職業能力開発業務は高齢・障害者雇用支援機構に移管し、その他の業務は廃止又は勤労者退職金共済機構等へ移管するとされた。

法人の統合(他機関への移管を含む)により16法人を6法人にとされているが、このうち5法人について統合又は移管により2法人にする措置が講じられた。上記の「独法改革を推進するための文科省関係法律の整備法案」の成立によるもので、一つは文科省所管の海洋研究開発機構と防災科学技術研究所を統合して海洋・防災研究開発機構とするもの(地球の諸現象に関する高い研究開発能力と研究成果を積極的に融合させることにより、総合的な研究開発体制の強化を図る。平成22年4月1日統合)である。

もう一つは、同じく文科省所管の大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターを統合して大学改革支援・学位授与機構とするもの(大学の教育研究活動の評価や施設整備資金の貸付け等により、大学の教育研究活動面と経営面の改革を一体的に図る。平成22年4月1日統合)である。そしてもう一つが、同じく文科省所管の国立国語研究所の大学共同利用機関法人への移管(国の政策のための調査研究機関としての位置付けを改め、国語に関する学術研究の中核的機関として、大学との連携を図り、学術資料の集積・提供、共同研究の活性化等を促進させることにより、国語研究の更なる推進を図る。平成21年10月1日移管)である。

非公務員化では、統計センター(総務省所管)について、計画で「統計法の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する」とされたのを踏まえ、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有する法人)以外の独立行政法人とする「統計センター法改正案」が昨年の常会(第169回国会)に提出済み(継続審議)である。

個別法人の措置全体の進捗状況であるが、計画では「事務及び事業の見直し」、「組織の見直し」及び「運営の効率化及び自律化」の観点から、総数737項目の措置すべき事項が掲げられており、原則として平成22年度末までに措置することとされた。これらの達成状況(平成20年8月末)をみると、平成20年度までに達成が447項目で60.7%、21年度が87項目で11.8%、22年度が142項目で19.3%、23年度が46項目で6.2%、その他(次期中期目標期間中に措置するものなど)が15項目で2.0%となっている。

達成済みの例としては、緑資源機構の廃止や通関情報処理センターの民営化など既に述べたもののほか、国際協力機構(外務省所管)が昨年10月の国際協力銀行の海外経済部門との統合に際し、在外事務所の一本化を行ったこと、国民生活センター(内閣府所管)が裁判外紛争解決制度を整備したこと(同センターに紛争解決委員会を設置する「国民生活センター法改正案」が昨年の常会で成立)、造幣局(財務省所管)が平成19年度末をもって民間と競合する一般向け商品である金・銀杯及び装身具の製造から撤退し、小

田原健康管理センターを同年度末で廃止したこと、国立印刷局(財務省所管)が平成 19 年度末をもって、民間と競合する市販用白書の印刷及び自動車保管場所標章の印刷から撤退したこと、国立病院機構(厚労省所管)が昨年 4 月に、監査機能の強化を図るため、監事 2 名のうち 1 名を常勤化したこと、農畜産業振興機構(農水省所管)が蚕糸関係業務を平成 19 年度限りで廃止したこと(「生糸輸入調整法廃止法案」が昨年の常会で成立)、航海訓練所(国交省所管)が乗船実習の一部に義務付けられている帆船実習について、その義務付けを廃止したこと(昨年 7 月に関係法令を改正)などが挙げられる。

有識者会議は、今後の課題として、「国民生活にとって必要なサービスは確保しつつ、無駄を徹底して排除するという独法改革の原点を踏まえ、今回指摘した法人、あるいは事務・事業等のもとより、主務府省におけるすべての取組について、引き続き厳しく評価・監視を行っていくこととする」としている。

(2) 横断的事項の見直し

〔業務運営の効率化施策〕

随意契約の徹底見直しでは、「随意契約によることができる限度額等の基準を国と同様になるよう措置」について、すべての法人において、平成 19 年度中とされた期限内に達成されている。「平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約約 1 兆円のうち、約 7 割を一般競争入札等に移行」については、平成 19 年度に約 9,800 億円に減少した。

保有資産の売却、国庫返納等では、約 6,000 億円(処分対象資産の簿価)のうち、55 億円の実物資産を処分(平成 20 年 8 月末)。このほか、57 億円の実物資産を処分している(同年 8 月末)。なお、不要財産の処分、国費で取得した不要財産の国庫納付(現物又は売却収入の納付)を義務付ける「独立行政法人通則法改正案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備法案」(以下「独法改革法案」と総称する。)が国会提出されている(昨年の常会に提出。継続審査)。

官民競争入札等の積極導入では、新たに対象とされた 26 事業のうち、19 事業について、平成 20 年度内に民間競争入札を実施。

給与水準の適正化では、人件費総額を 5 年で 5 %削減の目標に対して、平成 18 年度からの 2 か年で 1.7%(平均)の削減となっている。

〔業務運営の自律化施策〕

ガバナンスの強化では、国会に提出済みの独法改革法案において、次のような内容が盛り込まれている(内閣官房の資料より)。

独法の評価機能を一元化

- ・ 現行の各府省の評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」という。)は廃止。内閣全体として一元的に評価する独立行政法人評価委員会を総務省に設置
- ・ 評価委員会の委員を内閣総理大臣が任命
- ・ 評価委員会の権限を強化(長・監事への調査権の付与、総理への報告・意見具申)
- ・ 役員人事の一元化、人事への評価の活用
- ・ 法人の長及び監事の主務大臣任命に際し、内閣承認を法定化

- ・長及び監事の候補者について、公募手続原則の導入
- ・評価委員会による法人の長又は監事の解任勧告制の導入
監事の職務権限の拡充強化等
- ・監事について、役職員、子法人への調査権限を法定化
- ・内部統制システムの業務方法書への記載の義務化

「関連法人等との関係の透明化・適正化」では、独法から関連法人への再就職の状況及び独法と関連法人との間の補助・取引等について、一体としての情報開示を実施(平成20年3月、HPで公開)。そのほか、独法改革法案には、次のような項目から成る非特定独立行政法人の役職員の再就職規制が盛り込まれている。

- ・ファミリー企業等へのあっせんの禁止
- ・法令等違反行為を伴う現役の求職活動の禁止
- ・再就職者から法令等違反行為の働きかけを受けた役職員に対する届出義務

有識者会議は、横断的見直しの進捗状況について、「全体としては各法人の取組が進捗している状況が窺え、評価できる」とした上で、「各法人は、計画に盛り込まれた措置の取組を加速させるとともに、他の法人や民間の法人の取組も参考にし、さらに積極的に業務運営の効率化・自律化に取り組むことが期待される」と結んでいる。

4. 今後の課題

独法制度の見直しは、まずは計画を着実に実施することである。特に、横断的事項については、独法改革法案に多くが盛り込まれていることから、十分な審議が行われた上での早期の成立・施行が待たれるところであるが、同法案は「今国会で廃案とされる公算が大きくなった。衆議院解散を前に審議時間が限られる上に、民主党などの反対で審議に入れないためだ」(平成21年5月5日付日経新聞)と報道されている。ところで、独法制度の見直しは、これで終わりではない。独法を取り巻く様々な問題がある以上、これからも引き続き、独法制度創設の原点(国民生活に必要なサービスを確保しつつ、無駄を徹底的に排除)に立ち返って、必要な見直しを行っていかねばならないといえる。法制度上も、各独法の中期目標期間の終了時において、主務大臣が「当該独立行政法人の業務を存続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」(通則法第35条第1項)こととされている。この定期的見直しは事後チェックの中核をなすものであり、独法が担う必要性の乏しくなった業務の廃止、民営化等が行われることにより、機動的・弾力的な業務運営が確保される仕組みになっているのである。以下においては、個別法人の見直し(紙面の都合上、問題のある独法のうち数例を取り上げる)と横断的見直し(計画の着実な実施と独法改革法案の成立・施行により実現される)の両面から、今後の課題を取り上げることとした。

(1) 個別法人の見直し

国立公文書館(内閣府所管)

歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般公開を主な業務とする。公文書等の管理をめぐっては、自衛隊の補給艦「とわだ」の航海日誌の誤廃棄やC型肝炎関連資料の倉庫

への放置などの杜撰な管理が続き、改善が求められていた。昨年 11 月 4 日には「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の最終報告が提出され、これを踏まえて、今国会に「公文書管理法案」が提出されている。文書の管理について法的な規律を明確にし、適切な公文書等の管理体制の確立を図るものとされる。具体的には、行政機関の意思決定や事務事業の実績について文書を作成、法律や政令等に基づき共通のルールで策定された文書管理規則により文書を管理、歴史公文書等は原則、公文書館等に移管、各府省から文書の管理状況を毎年度報告させるとともに、勧告を行うなどの監視機能を内閣府に付与、移管の対象を独法等の文書に拡大、文書管理事務を内閣府に一元化し、必要な機能を加えた国立公文書館の専門的知見を活用するとされている(内閣府資料より)。

法案の成立により、各府省任せになっていた従来の文書管理の在り方が大きく変わるようになるが、それに伴い、国立公文書館の果たすべき役割というものが改めて問われることになると思われる。今後の課題の一つは、国の他の施設(宮内庁書陵部、外交史料館、防衛省防衛研究所図書館等)との業務の重複をどう考えるかということ、もう一つは組織形態について独法のみでいいのかどうかということである。組織形態の点についていえば、公文書館が国家活動を記録する文書の管理のための施設であり、国の責任を明確にする必要があることや、独法だと高額報酬の役員を置かなければならず、税金の無駄になることなども考え合わせるならば、国の直轄で行うのが適当ではないかと思われる。

国立美術館(文科省所管)

美術館の設置、美術に関する作品その他の資料の収集・保管・公衆への観覧を主な業務としている。独法化したことで、予算規模が3割ほど削減され、美術品の購入が著しく困難になるなど国立美術館の目的達成ができなくなっている、展示等で収入を上げて、館本来の目的のために使うことができず、努力が報われないため、職員の士気は低下するばかりである、中期計画では人件費も削減することになっており(平成 22 年度において 17 年度の 5%以上)、職員の採用も人材育成もままならないといった問題点が指摘されている。これは、博物館や美術館等の文化関係の独法施設に共通の問題といえるが、これらの施設は本来採算や効率性を度外視して追求すべき公共性を持っているはずであり、独法化したことが適当だったのか疑問である。そこで、これらの文化関係事務を崩壊の危機から守るため、独法化したことの是非を含め、組織の在り方について早急に検討を行っていくことが今後の課題と思われる。

日本学生支援機構(文科省所管)

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与、各種留学生交流プログラムの実施などを主な業務としている。このうち、無利子又は低金利で学資を貸与する奨学金貸与事業は、昨今の不況下にあって、学生にとってますます重要なものとなっているが、返済延滞の増加が大きな問題とされている(3か月以上の延滞債権額は平成 19 年度末で 2,253 億円)。計画が抜本策の検討を求めたのを受け、機構としては、サービサーへの回収委託の拡充、支払督促等の法的措置の早期化、住所調査の強化等により、平成 23 年度までに延滞債権の半減を目指すことを決めている。これに対し、有識者会議の「フォローアップ(平成 20 年)」(平成 20 年 12 月 3 日)では、今後、半減目標を実現するための抜

本対策を講じるべきなどとした有識者会議の指摘を踏まえた対策を早急に明らかにし、次期中期目標・中期計画において奨学金の回収強化に重点を置き、不断に見直しを続けていくことが重要としている。これを実現していくことが、今後の課題である。

雇用・能力開発機構(厚労省所管)

公共職業能力開発施設の設置・運営、企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給、勤労者財産形成融資などを主要業務としているが、これまでの種々の問題の指摘等を勘案し、抜本的な改革を行うことになり、昨年12月の閣議で機構の廃止と業務の移管が決まった。なお、必要となる法制上の措置については、平成22年度末までを目途に講ずるとされた。個別業務の見直しでは、職業能力開発総合大学校は職業訓練指導員養成の在り方などを抜本的に見直し、職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)は都道府県等が移管を希望するものについては、可能な限り移管、職業能力開発大学校・短期大学校(ポリテクカレッジ)は都道府県等の移管希望を具体的に把握して対応、「私のしごと館」(年間15億円に上る赤字が出ていた職業体験施設)業務は遅くとも平成22年8月までに廃止。売却を含めた建物の有効活用に向け検討することが決まった。これを受け、厚労省の有識者会議において、私のしごと館の建物をどう活用するかの検討が行われており、「民間研究機関に活用計画の策定を委託し、12月までに報告書をまとめる」(平成21年4月21日付日経新聞)ことになっている。

今回の決定に対しては、「業務を別の組織に移すだけでは『看板の掛け替え』に過ぎない。施設・業務の地方移管とスリム化を徹底せねばならない。地方移管に合わせて、必要な財源や職員をどれだけ移すのか。政府は、その仕組みを早急に詰め、明確に示すことで、自治体の不安にこたえる必要がある。都道府県の知事も、地方分権を唱える以上、積極的に業務を引き受ける気概が求められる」(平成20年12月26日付読売新聞社説)との指摘がされたが、正にこうした点が今後の課題になると思われる。

都市再生機構(国交省所管)

既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅の管理等を主要業務としている。大規模独法として、様々な問題を指摘されてきたが、計画では業務の見直しを行った上で、それに即した組織形態を検討し、3年後(平成22年12月まで)に結論を得ることとされた。有識者会議の「フォローアップ(平成20年)」では、有識者会議としては、関連会社の剰余金について機構の繰越欠損金を縮減する形で機構に返還すべき、不要となる関連会社の株式を売却していくべき、出資金の運用益を家賃減額等に充てるために資本金の積み増しを国に求めるだけでなく、更なる経営努力によっても捻出すべきなどと指摘し、今後は、検討状況のヒアリングを行い、行革の観点から、適切な結論の形成に積極的に関与していくとしている。有識者会議の指摘を踏まえ、民営化など組織形態の在り方にまで踏み込んだ見直しを実現することが、今後の課題である。

(2) 横断的見直し

人事管理の問題

役員への再就職に関しては、独法改革法案は、法人の長及び監事の主務大臣任命に際しての内閣の承認、候補者の原則公募制、評価委員会による解任勧告制の導入を盛り

込み、選任プロセスの透明化や民間の人材の登用による経営効率化を図るとする。また、国家公務員が独法に再就職し、さらに関係企業に移る流れを断ち切るため、国家公務員に義務付けられた再就職規制に準じ、関係企業に対して行うあっせんを原則禁止とするなどの規定を設けている。ここでは、本誌 282 号で指摘したように、「内閣の承認」にいかにも実効性を持たせることができるかなどが今後の課題である。

役員報酬や職員給与については、計画で「人件費総額の 5 年で 5 % の削減を着実に実行すること」や給与水準の高い法人は「社会的に理解が得られる水準に引き上げるようにすること」を求められている。引き続き、その着実な実施を図っていくことが課題となる。

財務会計の問題

現行制度では保養所などの不要資産の整理がうまく進まないという問題があるため、独法改革法案では、独法の保有資産について、不要財産の処分を義務付けるとともに、処分計画の中期計画への記載を義務付ける、国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付け、国庫返納に伴う減資等について、所要の規定を設けるなどとした。国庫返納等が着実に推進されることにより、適切な形で財政貢献が期待できるのであるが、「業務を実施する上で必要がなくなった」との判断を厳格に行えるかが課題となろう。また、独法については、役職員の再就職先となっている関連法人との随意契約が多いという問題が、会計検査院などにより再三指摘されてきた。この問題は、計画に盛り込まれた「随意契約の徹底見直し」（競争性のない随意契約を約 7 割減）の実行に待つことになるが、この点は、前述の再就職規制の導入によっても促進されるものと期待される。

評価システムの問題

独法の業務実績については毎年、所管する各府省の評価委員会がチェックし、さらに総務省の政独委による二重のチェックを受ける仕組みになっているが、実際にはこうした評価体制は本来の役目を果たしてこなかった。また、委員選定も各省庁が行い、ほとんど身内であることが「お手盛り」評価につながったと批判されてきた。そこで、独法改革法案では、評価機関を一元化することとし、総務省に評価委員会を設けるとして、内閣全体として統一性の取れた厳格な評価ができるように体制を整備することとされた。また、委員等も内閣総理大臣の任命とし、評価委員会の権限強化を図っている。このような方向性は是とするが、一つ気になったのは、委員等の任命に当たって国会同意を要件としなかったことである。適任者が、民主的な手続を経て選任されることになるのが望ましいのであって、昨年の日銀人事をめぐる混乱などを念頭に、ねじれ国会対策として落としたり本末転倒である。また、委員は最大 18 人とされるが、これだけの少人数で評価委員会の活動が十分円滑にできるのかということである。法案の審議に際しては、こうした点についても十分に議論する必要があると思われる。